

# 仕 様 書

## 第 1 委託業務名

首都圏における日本一鹿児島黒牛と鹿児島県産農産物を活用した「鹿児島黒牛日本一フェア」に係る業務

## 第 2 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

## 第 3 業務目的

首都圏の飲食店において第 12 回全国和牛能力共進会鹿児島大会で「和牛日本一」の栄冠に輝いたかごしまブランド産品である鹿児島黒牛を中心に、そらまめやばれいしょ、大将季など鹿児島県産農畜産物を活用した「鹿児島黒牛日本一フェア」を開催し、消費地の実需者及び消費者に対して、鹿児島県産農畜産物の更なる認知度向上を図るとともに、販路拡大や継続的な取引へ繋げる。

## 第 4 委託業務の内容

- 1 鹿児島黒牛を中心に鹿児島県産農畜産物を使用した飲食店等でのフェア開催
  - (1) 実施期間及び時期  
20 日間以上
  - (2) 開催場所  
東京都内
  - (3) 実施店舗  
新たに鹿児島黒牛の取扱いを希望する飲食店を中心に、鹿児島黒牛黒豚銘柄販売促進協議会の鹿児島黒牛取り扱い指定店等から 10 店舗以上
  - (4) メニューの開発及びフェアの開催
    - ア 1 店舗につき、別紙の鹿児島黒牛及び鹿児島県産農産物を使用したメニューを原則 2 品以上フェア期間中提供すること。
    - イ 鹿児島県産農畜産物の美味しさや特徴、鹿児島県産であることが伝わるメニューとする。
    - ウ 特に「和牛日本一」であることをアピールすること
    - エ 提供したメニュー及びそのレシピは、かごしまの食ウェブサイトで紹介することを了承すること
    - オ フェア期間中に提供した対象メニューの数量、販売金額について実績報告書で報告すること

カ 実施店舗の代表者等は、原則として、鹿児島県内の生産現場を視察するなど使用食材への理解を深めること

## 2 鹿児島県産農畜産物やフェアの効果的な周知活動

- (1) 特設ウェブサイトでのPRを行う。
- (2) 飲食業界関係者や実需者の多くに訴求できる媒体で鹿児島県産農畜産物を特集して取り上げ発信する。
- (3) キックオフイベントの開催  
「和牛日本一」や鹿児島県産農畜産物、フェア開催を周知するため、メディア関係者、実需者、インフルエンサーを主に対象にした鹿児島県産農畜産物でのメニューを提供するキックオフイベントを実施する。
- (4) インフルエンサーの活用
  - ア 鹿児島県産農畜産物のPRを行う。
  - イ フェア及びキックオフイベントのPRを行う。
  - ウ 作成したコンテンツは、かごしまの食ウェブサイトで紹介することを了承すること
- (5) 鹿児島県黒牛等のプレゼントキャンペーン実施  
消費者に対し、フェアへの参加を促すとともにアンケートへの協力につながるものとする。

## 3 鹿児島県産農畜産物やフェアに関するアンケート調査の実施及び分析

鹿児島県産農畜産物のイメージや認知状況、フェア参加者及びフェア実施店への今回の取組の感想等を調査し、首都圏における今後の鹿児島県産農畜産物のイメージアップ及び販路拡大につながるものとする。

## **第5 成果報告**

業務終了後は、第4の1, 2, 3についての実績及び成果等を内容とする委託業務実施報告書を紙媒体及び電子媒体で提出すること。

## **第6 留意事項**

- 1 本業務で作成したコンテンツに係る一切の権利は、鹿児島県に帰属するものとする。
- 2 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。

## **第7 その他**

- 1 受託者は委託者と協議の上業務を進めること。
- 2 鹿児島県は、事業の目的を達成するため、受託者に必要な指示を与えるものとし、受託者はこの指示に従うこと。
- 3 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、鹿児島県と協議して定めるものとする。
- 4 本仕様書は業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、委託者と受託者との協議により決定する。
- 5 受託者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密について、外部に漏らさないこと。また、契約期間終了後も同様とすること。
- 6 本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本事業の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。
- 7 委託者は、受託者が本仕様書に定める内容に反した場合には、委託料の一部または全部を返還させることができるものとする。
- 8 本事業に係る一切の書類は5年間保存すること。